

社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)

1 第17条(情報の提供)の規定に対する意見

(1) 趣 旨

著作物の円滑な利用秩序を形成する見地から、著作権等管理事業法(以下「法」という。)17条で管理事業者の努力義務とされている「情報の提供」について、その具体的内容を明確にし、より実効性のあるものとすべきである。

(2) 理 由

法の施行後、同一の分野に複数の管理事業者が存在するようになり、同一の著作物であっても利用方法によって異なる管理事業者が管理している事例や、一つの音楽作品の詞と曲とで別々の管理事業者が管理している事例も出てきた。こうした状況の下では、利用者がどの管理事業者に許諾を求めればよいかを簡便に知ることができる体制の整備が不可欠である。

しかし、現状では、自らが管理する著作物・利用方法に関する情報を公表していない管理事業者も一部見受けられるため、利用者が迅速に利用許諾を得られない場合があり、これを放置すれば、管理事業者全体に対する社会的信頼の低下を招きかねない。

こうした問題を解消し、円滑な利用秩序を形成するためには、法17条の規定に基づき提供すべき情報の内容や提供の方法を具体的に示すなど、「情報の提供」の拡充・徹底を図り、利用者が簡便な方法で正確な情報を検索できるようにする必要がある。

また、2005年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されると、個人情報の第三者提供には原則として本人の同意が必要となるため、著作者の同意が得られない場合には、利用者への情報提供が難しくなることも考えられる。そこで、法17条の「情報の提供」により利用者へ提供されることとなる情報に含まれる著作者に関する情報については、第三者への提供が制限されることのないよう、対応すべきである。

2 第4条(登録の申請)の規定に対する意見

(1) 趣 旨

法4条(登録の申請)に定める登録申請時の添付書類に、法11条に定める管理委託契約約款と法13条に定める使用料規程を含め、登録と同時に又は一定期間内の提出を義務づけるべきである。

(2) 理 由

管理事業について登録制度を採用した趣旨は、事業への参入を極力容易にしつつ、事業者の業務の適正な運営を確保することにある。したがって、参入規制は、事業の適正な実施のために最低限必要なレベルに設定すべきであって、それ以上でもそれ以下でも上述の趣旨に背く結果となる。

管理委託契約約款及び使用料規程は、管理事業を行う上で不可欠のものであるから、登録の申請時にこれらの届出を求めたとしても、決して過剰な規制にはあたらない。

逆に、いまだ業務を行う体制が整備されていない事業者が、登録を受けたまま、長期間業務を開始しないでいることは、管理事業者全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねない。

管理事業を実施する意思をもって登録申請を行う以上、これらの書類を同時に提出することを義務づけるべきであり、仮にある程度の時間的猶予を認めるとしても、一定の限度を設定すべきである。

### 3 第7条(変更の届出)の規定に対する意見

#### (1) 趣 旨

著作権等管理事業者は、登録申請書に記載した事項に変更があったとき、2週間以内にその旨を届け出なければならないとされているが、変更届出書に添付する書類については、取得のために相当の期間を要する場合があることから、実情に配慮した運用をすべきである。

#### (2) 理 由

著作権等管理事業者が名称、役員等を変更した場合に届出が必要な変更届出書には、当該変更に係る事項を記載した登記簿の謄本若しくは抄本等を添付することとされている(施行規則8条2項)。

しかしながら、法人登記簿の変更が完了し謄本を取得するまでには、変更の登記の申請から6日乃至12日間が必要となる。さらに、役員の変更の場合は、登記時に必要な「変更のあった役員の住民票(写し)及び身分証明書」、「役員の変更を決定したときの議事録」を取得・作成するために4日乃至7日間を要する。このように、添付書類の取得に相当の期間を要する場合があり、著作権等管理事業者に過重な負担を強いる場合があることから、実情に配慮した運用が行なわれるべきである。

以上